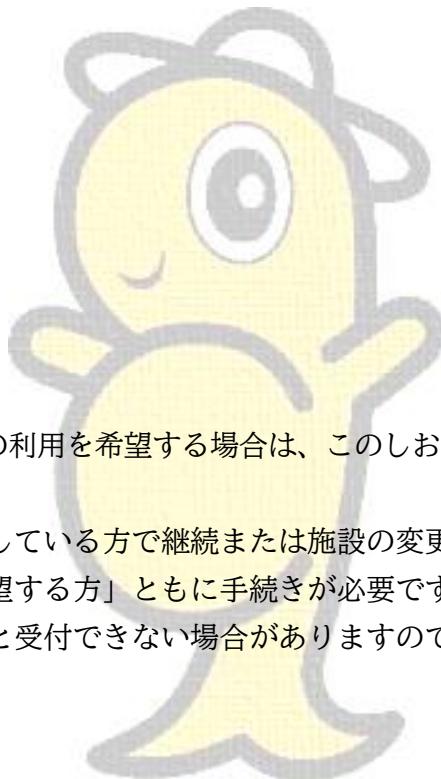


令和8年度 保育施設入所申込みの しおり



令和8年度に保育施設の利用を希望する場合は、このしおりをよくご覧いただき、お申込みください。

「現在保育施設を利用している方で継続または施設の変更を希望する方」、「今回新規で保育施設の利用を希望する方」とともに手続きが必要です。

申込書類に不足があると受付できない場合がありますのでご注意ください。

<目次>

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1. 基本事項 | 1 ~ 2 ページ |
| 2. 申込方法等について | 3 ~ 4 ページ |
| 3. 入所決定及び入所保留等について | 5 ページ |
| 4. 保育料（利用者負担額）について | 5 ページ |
| 5. 利用開始以降の手続き（支給認定変更申請） | 5 ページ |
| 6. よくある質問について | 6 ページ |
| 7. 村内保育所一覧 | 7 ページ |

1. 基本事項

保育施設

保育施設は、児童の保護者が就労等により家庭で児童を保育できない場合に0歳児から5歳児のお子さんを保護者に代わって保育する施設です。

入所の対象となるお子さん

村内に住所があり、令和8年4月1日時点において小学校入学前の児童で、保育を必要とする事由に該当する場合に限ります。

なお、村外に住所がある方は、居住地市町村の保育所担当課にお問い合わせください。

支給認定

保育施設を利用するには、村から利用のための支給認定を受ける必要があります。

支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。なお、保育施設に入所する場合は2号認定もしくは3号認定のどちらかとなります。

認定区分	対象児童
1号認定（保育の必要なない幼児）	満3歳以上で幼稚園教育を希望される場合
2号認定（保育の必要な幼児）	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定（保育の必要な乳幼児）	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

保育必要量

保育必要量については、父母それぞれの「保育を必要とする事由」により決定されます。

父または母のいずれかが、短時間に該当する場合は、短時間となります。

保育必要量	利用時間（※）	利用時間（例）	保育を必要とする事由
保育“標準”時間	1日あたり 最大11時間まで	7：00～18：00	就労（月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、就学、虐待・DV
保育“短”時間	1日あたり 最大8時間まで	9：00～17：00	就労（月48時間以上120時間未満）、求職活動、育児休業

※ 施設が定める開所時間の範囲内で利用することができます。

参考例



※18時以降の保育は延長保育となります。

認定後に保育を必要とする事由が変更となった場合

変更となる月の前の月の10日までに保健福祉課（TEL78-2913）にご連絡ください。

(急遽変更になった場合は、発生後すぐにご連絡ください)

保育を必要とする事由ごとの保育の必要量及び入所可能期間

保育を必要とする事由		保育必要量	入所可能期間
① 就労	父母いずれも月120時間以上の就労	標準時間	年度末まで
	父母いずれかが月48時間以上120時間未満の就労	短時間	
② 妊娠・出産	産前2か月、産後2か月	標準時間	産後2か月を経過する月末まで
③ 傷病・障がい	病気や心身の障がいなどを有しているため保育ができない場合	標準時間	年度末まで
④ 介護・看護	家庭で長期にわたる病人や心身の障がいのある者を介護または看護している場合	標準時間	年度末まで
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害復旧に当たっている場合	標準時間	年度末まで
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	短時間	効力発生日から90日を経過する月末まで
⑦ 就学	就学（職業訓練など、就労につながる就学を含む）の場合	標準時間	修了予定日の月末まで
⑧ 虐待・DV	－	標準時間	年度末まで
⑨ 育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している場合	短時間	育児休業終了日の月末まで
⑩ その他	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして村が認める事由に該当すること	標準時間	村が定める期間
		短時間	

※ 求職活動を理由に入所する場合の入所可能期間は最大で3か月です。保育施設の定員に空きがある場合は、再度、入所申込みをすることで継続して入所することができます。

ただし、保育施設の定員に空きがなく、入所の優先順位が高い方が同じ保育所に入所を希望している場合は、退所していただく場合があります。

※ 産休及び育休を取得中の場合は、原則、休業が明ける2週間前から入所可能です。

- 例) 産休及び育休が6月15日までの方 → 6月1日から入所が可能
 産休及び育休が6月1日までの方 → 5月1日から入所が可能

現況届

現況届は、既に認定を受けている方が、引き続き保育を必要とする認定事由に該当していることの確認をするために必要となります。現況届の様式は、支給認定申請書兼施設利用申込書と兼ねており、必要書類は通常の申込と同様の内容となります。

2. 申込方法など

受付期間

(1) 令和8年4月から新規で入所を希望する方・現在入所中で継続して入所を希望する方

令和7年12月1日(月)から 令和8年1月9日(金)まで【第一次受付】

- 上記期間後の申込みについては、令和8年3月6日（金）まで、第二次受付分として申込みを受け付けます。
- ただし、第一次受付期間中（～1月9日(金)）に申し込んだ方の利用調整を行った後の受付となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 令和8年5月以降の入所を希望する方

随時受付 ※ただし、利用開始月の前月の10日までに申込み書類を提出してください。
(10日が土日祝日の場合は直前の平日)

- 令和8年5月以降の入所希望の方で、産休・育休を取得し、育児休暇期間終了後に保育所の入所を希望する場合は、事前に保健福祉課までご相談ください。

※1 随時受付分の利用決定日は、各月20日頃となります。

※2 原則、入所日は毎月1日です。

受付場所

(1) 村保健センター（保健福祉課）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

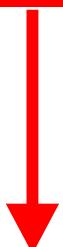
(2) 野田村保育所、日向保育所、玉川保育所

受付時間：各施設の開所時間内

入所申込に必要な書類

(1) 必ず必要な書類

書類名	部数等
<input type="checkbox"/> 支給認定申請書（現況届）兼施設利用申込書	児童1人につき1部
<input type="checkbox"/> 児童状況票	児童1人につき1部 ※ 継続して同じ施設に入所を希望する場合は、必要ありません。
<input type="checkbox"/> 保育が必要であることを証明する書類 ※ 保育必要事由によって必要な書類が異なりますので 下記を参考に該当する書類を添付してください。	父、母 各1部 ※ きょうだいで申し込む場合は、原本は1部 とし、2人目以降は原本の写しを添付しても かまいません。





保育必要事由	必要書類
<input type="checkbox"/> 就労	「就労証明書」(会社や自営業、農業・漁業に従事している方)
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	「母子手帳の写し」(表紙と出産予定日がわかる部分)
<input type="checkbox"/> 傷病	「診断書」等
<input type="checkbox"/> 障がい	「障害者手帳の写し」(等級が分かる部分)
<input type="checkbox"/> 介護・看護	「介護(看護)状況申告書」及び「要介護認定証の写し」等(介護を受ける方の確認書類)
<input type="checkbox"/> 災害復旧	「り災証明書」
<input type="checkbox"/> 求職活動	「求職活動状況申告書」及び「ハローワークカードの写し」等
<input type="checkbox"/> 就学	「在学証明書」等
<input type="checkbox"/> 虐待・DV	「公的機関から発行された証明書」等
<input type="checkbox"/> 育児休業	「就労証明書」又は「辞令書の写し」 (必ず育児休業期間が記載してあること)

(2) 状況に応じて必要な書類

<input type="checkbox"/> 同居する親族に障がい等の方がいる(※1)	「障害者手帳等の写し」(等級が分かる部分)
<input type="checkbox"/> 生活保護を受給している	「生活保護受給証明書」
<input type="checkbox"/> 65歳未満の祖父母と同居しているが、就労等の理由で保育できない(※2)	「就労証明書」又は「社会保険証の写し」等

※1 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付がある方
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の受給がある方

※2 該当する場合は、必要な書類を提出してください。書類の提出がない場合は、利用調整の指標が変わります。

(1)(2)様式は、村保健センター（保健福祉課）や村内各保育所で配付しているほか
村ホームページでもダウンロードが可能です。

参考例

“新規” 利用申込

- ① 支給認定申請書(現況届)兼施設利用申込書
- ② 児童状況票
- ③ 保育が必要であることを証明する書類
例：父が就労、母が求職中
 - ・就労証明書…1部(父)
 - ・求職活動状況申告書…1部(母)
 - ・ハローワークカードの写し…1部(母)

“継続” 利用申込

- ① 支給認定申請書(現況届)兼施設利用申込書
- ② 保育が必要であることを証明する書類
例：父・母が就労、同居の祖父母
 - ・(65歳未満)が就労
 - ・就労証明書…各1部(父・母)
 - ・社会保険証の写し…各1部(祖父母)

3. 入所決定及び入所保留など

利用調整（入所選考）の方法

提出していただいた書類に基づき、内容を指素化し、高い順に決定します。

入所決定及び入所保留通知について

利用調整（入所選考）の結果、入所可能な場合は「入所決定通知書」を、入所できない場合は「入所保留通知書」を対象者へ通知します。

入所希望施設の記載に当たっての注意事項

第1希望のみ記載しており、選考の結果、入所できなかった場合は、第1希望の施設に空きが出ない限り、入所保留（待機）となってしまいます。通勤ルート等を加味した上で、できるだけ第3希望まで記入してください。

4. 保育料（利用者負担額）

村内に住所を有する乳幼児の保育料及び副食費は無料です。

（村の子育て支援により補助します）

※ 村内に住所を有し、村外の保育施設に入所（広域入所）している場合も

5. 利用開始以降の手続き（支給認定変更申請）

No	事由	必要書類
1	家庭状況が変わった (婚姻・離婚等)	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届）
2	住所が変わった	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届）
3	転園したい	・届出書 ・支給認定申請書（現況届）兼施設利用申込書 ・児童状況票
4	休園したい (3か月限度)	・届出書
5	退園したい	・届出書
6	就労した (就労先が変わった)	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届） ・就労証明書
7	妊娠した	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届） ・母子手帳のコピー（表紙と出産予定日が分かる部分）
8	育児休業を取得する	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届） ・就労証明書等（辞令書のコピーでも可）
9	退職した	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届） ※ 繙続利用する場合は、保育の必要性が確認できる書類 が必要です。

※ 申請用紙は、村保健センター（保健福祉課）、村内各保育所にあります。

※ 支給認定内容等は、申請書の提出があった月の翌月から変更になります。

6. よくある質問（参考）

質問内容	回答
きょうだいで申込む場合は、就労証明書などの添付書類はきょうだいの人数分必要ですか？	<ul style="list-style-type: none">添付書類の原本は1部のみでかまいません。2人目以降の児童の分は、写しを添付してください。ただし、申込書や児童状況票は児童1人につき1部必要です。
村内に住所がありますが、村外の保育施設に入所するにはどこに申し込みばいいですか？また、その場合、保育料はどうなりますか？	<ul style="list-style-type: none">村保健センター（保健福祉課）お申込みください。ただし、自治体によって申込み期限が本村と異なる場合がありますので、事前に各自治体にご確認ください。村外の保育施設へ入所する場合でも、本村にお住まいの場合は、保育料と副食費は無料となります。
村外に住所がありますが、村内の保育施設に入所するにはどこに申し込みばいいですか。	<ul style="list-style-type: none">現在お住まいの自治体の保育担当課にお申込みください。お住まいの自治体と野田村との協議を経て、利用決定となります。ただし、村内保育施設の定員に空きがない場合は、利用できない場合があります。
求職中ですが、入所申込みすることは可能ですか？	<ul style="list-style-type: none">可能です。ただし、入所期間は最大で3か月となります。 詳しくはP 2をご覧ください。
支給認定と利用決定は、なにが違うのですか？	<ul style="list-style-type: none">支給認定は、保護者が就労等で「保育が必要である」と認められた場合に認定されるもので、基本的には入所申請（支給認定申請）に基づき、「保育が必要である」と認められれば、支給認定決定となります。支給認定決定となっても、入所希望の保育施設の定員に空きがない場合は、入所保留となり保育施設の利用決定とはなりません。

問い合わせ先

野田村 保健福祉課 福祉班

TEL 0194-78-2913

※ 施設利用申込みの書類は野田村ホームページからダウンロードできます。

野田村ホームページ → 「健康・福祉・医療」 → 「児童福祉」
→ 「令和8年度保育所入所申込について」

村内保育所 一覧

【令和7年11月1日時点】

	名 称	野田村保育所（社会福祉法人野田村保育会）	
	住 所 地	九戸郡野田村大字野田15-22-5	
	電 話 番 号	0194-78-2162	
	利 用 定 員	60名	
	延 長 保 育	○	1回につき150円
	休 日 保 育	○	実施施設は「玉川保育所」
	一 時 預 か り	×	
	開 所 時 間	障がい児保育	○ ※詳しくはお問合せください
○月～土曜日 午前7時～午後6時 ○延長保育 午後6時～午後7時 ※地域子育て支援センターあり	給 食	■ 3歳以上…白ご飯持参 ■ 3歳未満…完全給食	
	食 物 ア ル ギ イ	○	※相談のうえ対応

	名 称	日向保育所（社会福祉法人野田村保育会）	
	住 所 地	九戸郡野田村大字野田21-324	
	電 話 番 号	0194-78-3130	
	利 用 定 員	30名	
	延 長 保 育	×	
	休 日 保 育	○	実施施設は「玉川保育所」
	一 時 預 か り	×	
	開 所 時 間	障がい児保育	○ ※詳しくはお問合せください
○月～土曜日 午前7時30分～午後6時	給 食	■ 3歳以上…白ご飯持参 ■ 3歳未満…完全給食	
	食 物 ア ル ギ イ	○	※相談のうえ対応

	名 称	玉川保育所（社会福祉法人野田村保育会）	
	住 所 地	九戸郡野田村大字玉川5-86-1	
	電 話 番 号	0194-78-3192	
	利 用 定 員	20名	
	延 長 保 育	×	
	休 日 保 育	○	
	一 時 預 か り	○	
	開 所 時 間	障がい児保育	○ ※詳しくはお問合せください
○月～土曜日 午前7時30分～午後6時	給 食	■ 3歳以上…白ご飯持参 ■ 3歳未満…完全給食	
	食 物 ア ル ギ イ	○	※相談のうえ対応

※その他、ご不明な点がありましたら役場保健福祉課（78-2913）又は各保育所までお問い合わせください。